



後期高齢者医療保険料の減免について

問 町民税務課 税務係 (内線 1302)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた世帯に係る後期高齢者医療保険料については次のとおりです。

- ①上位所得層（世帯内の被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯）の方は減免適用外となります。
- ②①以外の方は、申請によることなく令和4年3月分まで減免継続となります。

個人事業税のお知らせ

問 福島県東北地方振興局県税部 (Tel 521-2692)

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法令で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。今年度課税対象となる方には、県北地方振興局県税部から8月11日頃に納税通知書をお送りする予定です。

納期限は第1期分が8月31日まで、第2期分は11月30日までの2回に分けて納めていただくことになっていますので、納期内の納付をお願いします。

ただし、税額が1万円以下の場合、8月31日までに一括して納めていただくことになります。

秋のクリーン作戦を実施します

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

町民皆様のご協力をお願いいたします。また、詳細は回覧板をご覧ください。

- 日時 9月5日(日) 午前6時～7時
- 場所 町内全域
- 注意事項
 - ・ゴミの収集にあたっては、分別にご協力ください。
 - ・側溝の土砂は収集しません。
 - ・家庭ごみの収集はしません。
 - ・マスクや手袋等を着用の上、作業してください。
 - ・作業中に負傷した場合、担当係まで必ず報告してください。

災害見舞金支給についてののお知らせ

問 保健福祉課 地域福祉係 (内線 1403)

福島県沖地震（令和3年2月発生）により被災されて町から罹災証明書を発行された方には、災害見舞金が支給されますので、役場保健福祉課（4番窓口）で申請して下さい。

- 持参物 罹災証明書、通帳、印鑑

ごみ収集所に出せない家電があります

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

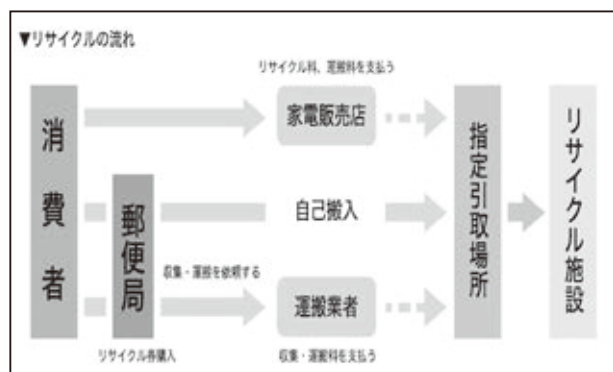
ご家庭で不要になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、ごみ収集所に出すことができません。これらの家電は家電メーカーによるリサイクルが義務づけられています。そのため、以下のいずれかの方法で処分してください。

- ①家電販売店に引取りを依頼する（リサイクル料、運搬料がかかります）。
- ②メーカーを確認し、郵便局で家電リサイクル券を購入して、指定引取場所へ自己搬入する（運搬料はかかりません）。

【指定引取場所】豊富産業(有) 福島市鎌田樋口3-2
Tel 024-553-3714

※家庭ごみの分け方・出し方ハンドブックに記載の東北三八五（みやご）流通（株）福島営業所は平成29年4月1日より指定引取場所ではなくなりましたのでご注意ください。

- ③メーカーを確認し、郵便局で家電リサイクル券を購入して、廃棄物収集運搬業者に引取りを依頼する（収集・運搬料がかかります）。



■問い合わせ 家電リサイクルの詳細は、家電リサイクル券センター（Tel 0120-319640）にお問い合わせください。

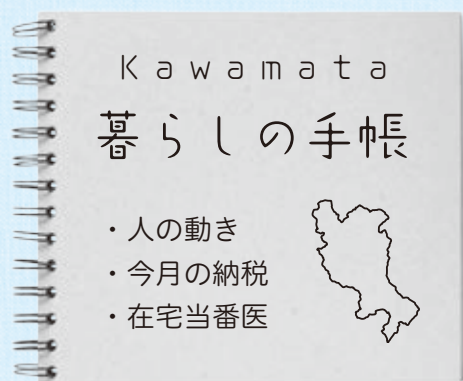
※自動車部品や消火器など、収集所に出せないごみは他にもあります。詳しくは「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」をご覧ください。

犬・猫の飼い主のみなさまへ

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

■愛犬には必ず鑑札・注射済票を付けましょう。
狂犬病予防法では飼い犬に、「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を装着することが義務付けられています。逃げてしまった場合に「記載されている番号」で飼い主がわかります。

■愛猫には名札を付けましょう
猫が迷子になっても飼い主がわかるように、「飼い主の住所及び氏名を記載した名札」を付けましょう。



8月

人の動き -population-

令和3年7月1日現在 (前月比)

人口 12,418 (-25)

男 6,295 (-18)

女 6,123 (-7)

世帯 5,383 (+2)



今月の納税 -tax payment-

町県民税 2期

国民健康保険税 2期

介護保険料普通徴収 2期

後期高齢者医療保険料普通徴収 1期

納期限は8月31日(火)です。

在宅当番医 -doctor-

◇◇◇ 8月 ◇◇◇

1日	済生会春日診療所	TEL 566-2707
8日	佐藤医院	TEL 566-2321
9日	あんざい整形外科クリニック	TEL 565-3511
15日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
22日	十二社内科外科	TEL 597-8907
29日	村上医院	TEL 565-3637

◇◇◇ 9月 ◇◇◇

5日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
12日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
19日	済生会春日診療所	TEL 566-2707
20日	鈴木内科医院	TEL 565-2688
23日	佐藤医院	TEL 566-2321
26日	あんざい整形外科クリニック	TEL 565-3511

※あんざい整形外科クリニックには、2名(整形外科、内科含む)の医師が在所しています(在宅当番医時のみ)。



行政

限度額適用認定証について

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405、1406)

世帯全員が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、同じ月内に1つの医療機関の窓口で支払う自己負担額が、自己負担限度額までとなるほか、入院時食事生活療養費の減額適用を受けることができます。

また、住民税課税世帯の方は、「限度額適用認定証」を提示すると、同じ月内に1つの医療機関の窓口で支払う自己負担額が、自己負担限度額までとなります。

いずれもこの制度は、更新・申請手続きが必要です。入院する場合は、医療費が高額になることが予想されますので、必ず「認定証」の交付申請をしてください。

詳しくは標記担当までご連絡ください。

■申請に必要なもの 国民健康保険証と印鑑。住民税非課税世帯の方で過去1年間で90日以上入院があった方は、入院日数がわかるもの(領収書など)もお持ちください。

国民健康保険高齢受給者証について

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405、1406)

「国民健康保険高齢受給者証」が、定期更新により令和3年8月1日から新しくなります。

国民健康保険加入者の方で70歳誕生日の翌月から75歳誕生日前日までに、医療機関を受診するときは「国民健康保険被保険者証」と一緒に「国民健康保険高齢受給者証」を窓口で提示することで、自己負担割合が軽減されます(現役並みの所得者は除く)。

8月からご使用いただく「国民健康保険高齢受給者証」(白色)は、7月下旬に郵送しておりますので、ご確認のうえ医療機関を受診願います。

後期高齢者医療保険証について

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405、1406)

「後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)」が、令和3年8月1日から新しくなります。

定期更新により、7月31日までご使用いただきましたピンク色の被保険者証からオレンジ色の被保険者証に変わります。8月からご使用いただく被保険者証は、7月下旬に福島県後期高齢者医療広域連合の「白い封筒」で郵送しております。

なお、古い被保険者証は誤使用や詐欺被害を防ぐため8月以降に標記担当係までご返却ください。